

姫路市立鹿谷中学校いじめ防止基本方針

姫路市立鹿谷中学校

1 学校の方針

いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。しかし、この行為はどの学校の、どの生徒にも起こり得る問題である。全ての生徒が夢と希望をもって安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組んでいけるよう日常の指導体制を整備し、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は「自主・自立 創意・協調 熱中・努力」を校訓とし、家庭・地域の協力のもと学校づくりを進めている。

また「豊かな心と確かな学びをめざす 基礎・基本の育成」という学校教育目標のもと、落ち着いた学校生活の確立をめざし、教育活動に取り組んでいる。

現在の学校現場で「いじめ問題」は生徒指導上深刻な課題となっており、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットを介した新たないじめが生じ、ますます複雑化、潜在化する様相を見せている。それは本校においても当てはまるものであり、いじめ問題に対して教職員が高い意識をもち、①いじめの未然防止 ②いじめの早期発見 ③いじめの積極的な認知 ④いじめに対しての速やかな対応 ⑤情報モラル教育の充実を5つの柱とし、校長のリーダーシップのもと組織的にかつ的確にいじめ問題に取り組んでいく必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制、組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構築される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、ささいなトラブルであっても生徒の感じる被害性に着目し、積極的に認知し、早期発見をするためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見にむけた指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見のあり方、積極的な認知の必要性、いじめの対応をおこなう教職員の資質能力向上を図る校内研修の実施など、年間指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合、例えば、それがけんかやふざけあいであったとしても、生徒の被害性に着目し、法第 23 条第 1 項に基づき、すみやかに事実関係を把握し、いじめか否かの判断をする。いじめを認知した場合は、早急に情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的な対応を行う。また、加害生徒だけでなく、はやしたてるなど同調していた生徒に対してもその行為がいじめに加担する行為であることを認識させ、理解させる。いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かにいじめを知らせる勇気を持つように指導する。教職員は近年の急速な情報技術の発展によりいじめはますます複雑化、潜在化、スピード化、多様化していることを念頭に置き、ネットいじめへの対応にも組織的に対応し、学校における情報モラル教育を推進させ、スマホ、インターネットに潜む危険性を知り、生徒及び保護者への啓発を進めていく。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

別紙4 組織的対応

(4) いじめの解消について

いじめの解消については、加害生徒に指導するだけでなく、被害生徒の心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも 3 カ月は継続している。また、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及び保護者への面談により確認されているまで継続していじめの解消に努める。

4 重大事態対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」である。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめを原因とし、重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告する。学校が主体となる場合は校長がリーダーシップを発揮し、いじめ対策チームを母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、事態の解決にあたる。また、教育委員会が主体となる場合は、「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき、当該調査の公平性、中立性を確保する。

5 その他の事項

地域に根差した学校運営を行ってきた本校では様々な場面で学校、家庭、地域の連携を強化してきた。いじめ防止等についても学校評議員会やPTA総会、懇談会や保護者会、また各種通信を通して家庭、地域への情報発信に努める。いじめ防止に実効性の高い取り組みを行うため、学校の基本方針が効果的に機能しているかを「いじめ対応チーム」を中心に点検し、適宜見直す。